

埼玉県福祉のまちづくり条例に係るこれまでの経緯

	国	埼玉県
平成6年	ハートビル法施行 <ul style="list-style-type: none"> 特別特定建築物の建築等について、基礎的基準への努力義務化 認定建築物に対する支援措置の創設 	
平成7年		埼玉県福祉のまちづくり条例制定 <ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設の整備の際には、整備基準の遵守を義務化
		埼玉県建築基準法施行条例改正 <ul style="list-style-type: none"> 一定の特殊建築物を対象に、出入口や廊下の幅などの規定を追加
平成12年	交通バリアフリー法施行 <ul style="list-style-type: none"> 旅客施設等を新設する際に、移動円滑化基準への適合を義務化 市町村による基本構想の作成を可能とした 	
平成15年	ハートビル法改正 <ul style="list-style-type: none"> 特定建築物の範囲の拡大 特別特定建築物の建築等について、利用円滑化基準への適合を義務化 認定建築物に対する支援措置の拡大 	
平成16年		埼玉県福祉のまちづくり条例改正 <ul style="list-style-type: none"> 「県及び県民の責務」に県民参加の規定を追加 「子ども」を条例の配慮対象とした 「学校」が生活関連施設であることを明文化 「用途変更」も整備や届出等の対象とした
		埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則改正 <ul style="list-style-type: none"> 小規模建築物の整備基準の新設及び届出範囲の拡大 生活関連施設に「路外駐車場」を追加 多機能トイレの整備基準の新設 子育て関連設備の整備基準の新設
平成17年	ユニバーサルデザイン政策大綱 <ul style="list-style-type: none"> 生活環境や連続した移動環境をハード・ソフト両面から継続して整備・改善していく 	
平成18年	バリアフリー新法施行 <ul style="list-style-type: none"> 対象者の拡大 対象施設の拡充(路外駐車場、都市公園など) 基本構想の作成範囲の拡充 	
平成20年		埼玉県建築物バリアフリー条例制定 <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー法に規定する対象建築物の追加や対象規模の引き下げなど
平成21年		埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則改正
平成30年	バリアフリー法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> 交通バリアフリー基準の一部改正 建築物(客室)の車いす用客室の設置基準改正等 	埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則改正 <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の施設(駅の利用円滑化経路の複数化など) 建築物の基準一部改正(宿泊施設の障害者用客室の増加など)
令和3年		埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則改正 <ul style="list-style-type: none"> 建築物について、整備基準をバリアフリー法より引用する形に改め、県独自の整備基準を明確化